

令和2年10月1日

地方創生に関する基本協定書

埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

飯能市（以下「甲」という。）及び株式会社OH（以下「乙」という。）は、飯能市の地方創生の推進に関し、以下のとおり協定を締結する。

甲 飯能市

飯能市長

大久保 勝



埼玉県飯能市大字飯能1333

乙 株式会社OH

代表取締役

尾中真二



（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力することにより、飯能市の地域の活性化及び地域課題の解決を図り、もって飯能市の地方創生を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、飯能市の地方創生に資するものとして、次の各号に定めた事項について相互に連携、協力するものとする。

- (1) 地域振興に関すること
- (2) 観光振興に関すること。
- (3) 健康づくりに関すること。
- (4) 食育に関すること。
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく連携、協力をするに当たり、知り得た情報については、秘密を保持しなければならない。ただし、情報が公表された場合又は相手方が承認した場合は、この限りではない。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の2か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。